

指定外人間ドック用

指定外人間ドックとは、指定外医療機関で人間ドックを受診する場合又は指定医療機関で指定外人間ドックを受診する場合を指します。



人間ドックを受けられる方へ

目的

人間ドック検診費補助は、坂戸市国民健康保険の保健事業の一環として、国民健康保険被保険者の疾病の早期発見、生活習慣病予防及び自主健康管理の向上と、健康保持増進を図ることを目的としています。

対象者

坂戸市国民健康保険に加入している満30歳以上の方で国民健康保険税を完納（納期到来分）されている方

補助金額

検査料の3分の2を補助します。（100円未満は切り捨て **上限20,000円**）

※ 検査料とは・・・総検査料（オプション等を含む）から消費税を引いた額



申請方法

- ① 坂戸市の指定医療機関以外で人間ドック検診を受診又は、坂戸市の指定医療機関で指定外人間ドック検診を受診します。
- ② 申請時に必要なものを揃え、健康保険課窓口に来庁します。
- ③ 「生活習慣に関する質問票」を記入し、人間ドック検診費補助申請をします。

※ 申請から約1か月後に補助金が交付されます。

申請に必要なもの

- ・領収書（人間ドック受診の記載があるもの）
- ・人間ドック検査結果
- ・国民健康保険被保険者証
- ・受診者名義の預金通帳
- ・印鑑



留意事項

- ・補助は、年度内（令和6年4月1日～令和7年3月31日）1人1回を限度とします。
- ・受診時に資格を喪失している場合は、補助の対象となりませんので、御留意ください。御不明な点については、下記までお問い合わせください。

